

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、新型コロナウイルスエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルスエンザ等の発生時における措置、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置その他新型コロナウイルスエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型コロナウイルスエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルスエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「新型コロナウイルスエンザ等」とは、新型コロナウイルスエンザ等感染症及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいうものとする事。

2 この法律において「指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものを、「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において公益的事業を営む法人等で、当該都道府県の知事が指定するものをいうものとする事。（第二条関係）

三 国、地方公共団体等の責務

1 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとともに、新型インフルエンザ等及びワクチン等の調査及び研究の推進、国際的な連携の確保等に努めるものとする事。

2 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとする事。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するものとする事。（第三条関係）

四 事業者及び国民の責務

1 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めなければならないものとする。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第三の七の1の(1)の登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないものとする。 (第四条関係)

五 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないものとする。 (第五条関係)

第二 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

一 政府行動計画の作成及び公表等

- 1 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- 3 内閣総理大臣は、2の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。（第六条関係）

二 都道府県行動計画

- 1 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。（第七条関係）

三 市町村行動計画

- 1 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとする。
- 2 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

ること。(第八条関係)

四 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画

1 指定公共機関又は指定地方公共機関は、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、業務計画を作成するものとする。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては都道府県知事に報告しなければならないものとする。(第九条関係)

五 物資及び資材の備蓄等

指定行政機関の長等は、必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検し、又は必要なその管理に属する施設及び設備を整備、点検しなければならないものとする。(第十条関係)

六 訓練

指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないものとする。(第十二条関係)

第三 新型インフルエンザ等の発生時における措置

一 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告

厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項等の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認められた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (第十四条関係)

二 政府対策本部の設置

内閣総理大臣は、一の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする。 (第十五条関係)

三 基本的対処方針

- 1 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるものとする。
- 2 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、当該新型インフル

エンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。 (第十八条関係)

四 政府対策本部長の権限

政府対策本部長は、指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第二十条関係)

五 政府対策本部の廃止

政府対策本部は、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十条第一項の政令が廃止されたとき等に、廃止されるものとする。 (第二十一条関係)

六 都道府県対策本部の設置及び都道府県対策本部長の権限等

1 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないものとする。 (第二十二条関係)

2 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第二十四条関係)

七 特定接種

1 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があるとき、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができるものとする。

(1) 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のこれらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県の知事又は市町村の長に指示すること。

2 厚生労働大臣は、1の規定による指示に基づき行う特定接種及び1の(1)の登録の円滑な実施のため必要があるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長に対して、労働又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができるものとする。

3 特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用するものとする。 (第二十八条関係)

八 停留を行うための施設の使用

1 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検疫港等を定めることができるものとする。

2 特定検疫所長は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであつて、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしないとき、又は当該施設の管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を不得ないで、当該施設を使用することができるものとする。 (第二十九条関係)

九 運航の制限の要請等

政府対策本部長は、厚生労働大臣から、八の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるものとする。 (第三十条関係)

十 医療等の実施の要請等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間等を示して、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができるものとし、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるとき限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができるものとする。こと。（第三十一条関係）

第四 新型インフルエンザ等緊急事態措置

一 通則

1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等

(1) 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときは、発生した旨並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型インフル

エンザ等緊急事態の概要を公示（新型インフルエンザ等緊急事態宣言）し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(2) (1)の期間は、二年を超えてはならないものとし、期間の延長が必要であると認めるときは、一年を超えない期間で延長することができるものとする。

(3) 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をし、及び国会に報告するものとする。

と。（第三十二条関係）

2 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示

政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、総合調整に基づき所要の措置が実施されない場合であつて、特に必要があるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等及び指定公共機関に対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。（第三十三条関係）

3 市町村対策本部の設置及び市町村対策本部長の権限等

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないものとする。 (第三十四条関係)

(2) 市町村対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第三十六条関係)

4 特定都道府県知事 (第四の一の1の(1)の公示された区域内にある市町村の属する都道府県の知事) による代行、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求、事務の委託の手続の特例、職員の派遣等 について所要の規定を設けること。 (第三十八条から第四十四条まで関係)

二 まん延の防止に関する措置

1 感染を防止するための協力要請等

(1) 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと等を要請し、また、学校、学校、社会福祉施設、興行場その他の多数の者が利用する施設を管理す

る施設管理者等に対し、当該特定都道府県知事が定める期間において、当該施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう要請することができるものとする。

(2) 施設管理者等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事は、特に必要があると思われる場合に限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(3) 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 (第四十五条関係)

2 住民に対する予防接種

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。 (第四十六条関係)

三 医療等の提供体制の確保に関する措置

1 医療等の確保

病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならないものとする。 (第四十七条関係)

2 臨時の医療施設等

特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないものとする。 (第四十八条関係)

3 土地等の使用

特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認める場合において、土地等の所有者等の同意を得て、当該土地等を使用することができるものとする。また、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を

求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができるとすること。（第四十九条関係）

四 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

1 電気及びガス並びに水の安定的な供給

電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないものとする。

（第五十二条関係）

2 運送、通信及び郵便等の確保

運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないものとする。（第五十

三条関係）

3 緊急物資の運送等

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者又は医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送等すべき場所及び期日を示して、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を要請することができるものとし、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を行うべきことを指示することができるものとする。 (第五十四条関係)

4 物資の売渡しの要請等

(1) 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、生産、販売等を業とする者が取り扱う特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができるものとし、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとする。

(2) 特定都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、販売等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができるものとする。 (第五十五条 関係)

5 埋葬及び火葬の特例等

(1) 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができるものとする。

(2) 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならないものとする。 (第五十六条 関係)

6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条から第六条ま

での規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速かつにまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用するものとする。 （第五十七条関係）

7 生活関連物資等の価格の安定等

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないものとする。 （第五十九条関係）

8 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 （第六十条関係）

第五 その他

一 損失補償等

1 国及び都道府県は、第三の八の2、第四の三の3又は第四の四の4の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

2 国及び都道府県は、第三の十による要請又は指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、その実費を弁償しなければならないものとする。 (第六十二条関係)

二 損害補償

都道府県は、第三の十による要請又は指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないものとする。

(第六十三条関係)

三 国等の負担

1 国は、都道府県が支弁する第四の三の2、第四の四の5の(2)、第五の一及び第五の二の措置に要す

る費用に対して、次に掲げる場合に応じ、それぞれの額を負担するものとする。

(1) 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度（当該年度）における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額以下の場合には、当該費用の総額の百分の五十に相当する額とするものとする。

(2) 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合は、①から③までに掲げる額の合計額とするものとする。

① 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額

② 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額

③ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

2 1の規定は、第四の二の二の予防接種について予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁す

る費用及び当該予防接種に係る同法第十一条第一項の規定による給付に要する費用について準用し、
1において、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、(2)において「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

3 都道府県は、第四の二の2の予防接種について予防接種法第二十一条の規定により市町村が支弁する費用の額から2において国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担するものとする。 (第六十九条関係)

四 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置

国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (第七十条関係)

五 公用令書の交付、立入検査等について所要の規定を設けること。 (第七十一条から第七十五条まで関係)

第六 罰則

第四の四の4の(2)の命令に従わず、特定物資を隠匿等した者及び第五の五の立入検査を拒む等した者

等について、所要の罰則規定を設けること。（第七十六条から第七十八条まで関係）

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他所要の規定を整備すること。（附則第二条から第五条まで関係）